

IV 職員のサービスの状況

1 服務に関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

2 職員の服務規律の確保

令和2年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

日 付	内 容
令和2年4月30日	服務規律の確保と適正な職務遂行について
令和2年11月30日	服務規律の確保と適正な職務遂行について
令和2年12月24日	職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について